

# 学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第21条第1項の規定に基づき、学校等（注1）において、子ども（乳児，幼児，児童及び生徒等をいう。以下同じ。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等における子どもに対する犯罪を防止することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策を示すものである。

この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 防犯の基本原則

学校等において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、施設等の配置計画，設計，改善及び整備を行うものとする。

周囲からの見通しの確保 監視性の確保

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

領域の明確化 領域性の強化

囲障や扉等により守るべき領域を明確にすることにより、犯罪を起こさせない領域を確保する。

犯罪企図者の接近の防止 接近・侵入の抑制

配置計画や動線計画等により、直接的に犯罪企図者の動きを制限し、学校等の敷地内や建物内における守るべき領域への接近・侵入を妨げ、子どもの被害及び侵入・窃盗等の犯罪を抑止する環境を確保する。

部材，設備等の強化 抵抗性の強化

犯罪企図者による侵入及び破壊を困難にするため、防犯性の高い建物部品を使用する。

## 第2 具体的な方策

学校等の管理者等は，子どもの安全を確保するため，その責任者（安全主任等をいう。）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより，安全管理体制を確立するとともに，保護者，地域，関係機関及び関係団体との連携を図り，安全推進体制の整備に努めるものとする。

### 1 安全確保対策

学校等の管理者等は，平常時における安全体制を確立するため，次に掲げる対策の実施に努めるものとする。

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止対策

ア 出入口の限定

イ 門扉の施錠等の措置

ウ 関係者以外の立ち入りを禁止する旨の立て札又は看板の設置

エ 来訪者用の入口及び受付の明示

オ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請

カ 子どもを送迎する者の身元の確認

キ 来訪者へのあいさつ及び声掛けの励行

ク 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用及びその他の防犯機器の配備

ケ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした職員室・事務室，ボランティア室等の配置

コ 不審者が侵入しようとし，又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等及び警備会社や警察への緊急通報装置の設置

サ 職員玄関への職員室等と連動したインターホン，オートロックの設置（職員室又は事務室が接地階以外に配置されている場合に限る。）

シ 教職員等による学校内外の巡回の実施

校外活動時における安全確保対策

ア 子どもに対する防犯ブザーの貸与，携行等

イ 校外活動訪問先等の校外機関との連携

ウ 校外活動時の連絡通報体制の整備

休日等における安全確保対策

ア 始業前，放課後，休日等（以下「休日等」という。）に学校等において子どもが活動する際の防犯体制の整備

イ 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置

不審者侵入時の危機管理マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定

### 2 施設・設備の設置，点検及び整備

学校等の管理者等は，学校等の安全管理を徹底するため，次に掲げる施設・設

備の設置，点検及び整備に努めるものとする。

門扉，囲障，外灯，施設の出入口，窓，鍵等

職員室・事務室，ボランティア室等

警報ベル，プザー，防犯カメラ等の防犯設備及び警備会社又は警察への緊急通報装置

校内放送設備，インターホン及びオートロック

死角の原因となる植栽，立木等

避難の妨げとなる障害物

さすまた，防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具

### 3 緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は，不審者が侵入し，子どもに危険が迫った場合等の緊急時に備えるため「危機管理マニュアル」に基づき，次の事項の徹底に努めるものとする。

安全確保を徹底させるための教職員等に対する指導及び研修・訓練の計画及び実施

学校の近隣において子どもに危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者及び地域への連絡並びに子どもの登下校の方法の決定

近隣の学校間における情報提供体制の整備

学校の内外における巡回及び安全確保についての警察，消防等への要請

不審者が学校に侵入しようとし，又は侵入した場合等の緊急時における不審者に対する監視，侵入阻止及び排除の体制の確立，子どもへの注意喚起及び子どもの避難誘導の方法並びに警察，消防等の関係機関への通報体制を確立し，これらに係る教職員の役割分担を明確にすること。

警察，消防等との子どもの安全確保に対する情報交換の実施

警察，消防の協力の下での教職員，保護者，地域ボランティア等による防犯訓練，応急手当訓練等の実施

学校，警察，県，市及びその他関係機関の間における情報連絡網の整備

子どもの安全確保に有効な用具（さすまた等）の設置場所の確認及び使用方法の訓練

職員室等への緊急連絡方法の整備（警報機等の設置場所の確認及び使用方法の訓練）

遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法の整備

休日等の緊急連絡方法の整備

### 4 安全教育の充実

学校等の管理者等は，児童等（幼児，児童及び生徒をいう。以下同じ。）が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し，かつ，様々な危険を予測できる能力を獲得できるよう，次のような取組みを行うとともに，保護者に対して啓発に努

めるものとする。

不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練その他の防犯訓練の実施

地域における危険箇所、「こども110番の家」(注2)等の周知

「地域安全マップ」(注3)の作成等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施

児童等の規範意識を高めるための教育の実施

## 5 地域住民，関係機関等との連携

保護者，地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は，保護者，地域及び関係団体（PTA，自治会等，青少年育成団体等）と連携し，子どもの安全を確保するため，次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 学校等の敷地内及び周辺のパトロールの協力体制の確立

イ 「こども110番の家」との連絡及び協力並びに「こども110番の家」の設置数の拡大及び所在地の周知

ウ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立

エ 不審者情報等の周知の方法の確立

オ 子どもの登下校時等における見守り活動

市，警察，消防その他の関係機関との連携

学校等の管理者等は，市，警察，消防その他関係機関との連携を図り，子どもの安全を確保するため次のような対策の実施に努めるものとする

ア 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立

イ 関係機関の協力による安全教室，防犯訓練，緊急救命訓練等の実施

ウ 緊急時の連絡体制の確立

エ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応

オ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

附 則

この指針は，平成19年4月1日から施行する。

(注1)「学校等」とは、次の施設をいう。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)  
学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの  
学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、  
生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

(注2)「こども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等  
が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行  
い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠  
点となるものをいう。

(注3)「地域安全マップ」とは、どのような場所で犯罪が起こりやすいかを理解し、危  
険を回避する能力を向上させるため、子どもが実際に地域を歩いて、犯罪が起こり  
やすい場所である「入りやすい場所」や「見えにくい場所」などを確かめ、発見し  
たことや感じたことをまとめ書き込んだマップをいう。

## 通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第22条第1項の規定に基づき、通学路等（通学、通園等に利用される道路及び子ども（乳児、幼児、児童及び生徒等をいう。以下同じ。）が日常的に利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）における子どもの安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における子どもに対する犯罪を防止することを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

この指針は、通学路等における子どもに対する犯罪の防止のための具体的な方策を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の整備状況、地域住民の意見等の実情に応じて運用するものとする。

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 3 防犯の基本原則

通学路等において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、通学路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

周囲からの見通しの確保 監視性の確保

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

周辺居住者の共同意識の向上 領域性の強化

周辺居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理及び防犯活動を活性化し、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

犯罪企図者の接近の防止 接近の抑制

フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入場所をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

### 第2 具体的な方策

#### 1 地域住民、関係機関等との連携

通学路等を設置し、又は管理する者（以下「管理者等」という。）、子どもの保護者、学校等（注1）及び市民等（市民、自治会等及び事業者をいう。）は警察等（警察、防犯協会その他関係機関をいう。）と連携して、次により通学路等における子どもに対する犯罪の防止に努めるものとする。

- 子どもの安全確保のための協力体制の整備
- 子どもの登下校時の見守り活動，パトロール，緊急時の保護活動その他子どもの安全確保のための活動に関する協力体制の整備
- 不審者情報の共有化等
- ア 不審者のはいかい等，子どもの安全確保に関する情報の警察，学校等関係機関への早期通報
- イ 不審者情報等を地域及び近隣学校で共有するための連絡体制及び情報に対応した被害防止対策を講ずるためのシステムの整備
- 通学路等の安全点検及び危険箇所等の改善に向けた取り組み
- ア 地域ぐるみでの安全点検等，犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所の把握
- イ 管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者へ協力要請
- 安全情報の周知及び注意喚起
- 安全上特に注意を払うべき場所，交番・駐在所・「こども110番の家」（注2）等の緊急時に避難できる場所等，安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起

## 2 通学路等における子どもの危険防止活動

学校等を設置し，又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）は，次により通学路等における犯罪の防止に努めるものとする。

- 安全確保の体制整備
- ア 教職員等による校内安全推進体制の整備
- イ 危険な状況が発生した場合のマニュアル等の策定
- ウ 保護者，地域，警察，近隣学校及び福祉施設間における緊密な連絡体制の確立
- 安全な通学路の指定
- 保護者及び関係機関等との連携による地域の実情に応じた安全な通学路の指定

## 3 安全教育等の推進

学校等の管理者等は，保護者及び関係機関等と連携し，通学路等における安全確保のため，次により安全教育等の推進に努めるものとする。

- 実践的な安全教育の実施
- ア 危険を予測し回避する能力及び危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導
- イ 「地域安全マップ」（注3）作成への子どもの参画及び「地域安全マップ」を活用した危険箇所の周知等
- ウ 不審者に遭遇した場合等における，警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底
- エ 複数名による登下校等の指導
- 保護者に対する要請
- ア 家庭における安全教育の実施

イ 子どもが不審者に遭遇した場合等の速やかな110番通報

#### 4 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により，通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。

見通しの確保

ア 周囲からの見通しが確保されていること。

イ 通学路等内の植栽及び街路樹並びに通学路等に接する敷地内の植栽等の維持管理が行き届いていること。

ウ 死角となる物件又は箇所がある場合は，死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

歩車道の分離等

ア 道路については，構造上可能な場合は，歩道と車道とが分離されていること。

イ 歩車道の分離が不可能な場合は，防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。

ウ 降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。

防犯灯等の整備

防犯灯，道路照明灯等により，夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）が確保されていること。

緊急時の子どもの保護拠点の設置

ア 通学路等の周辺に「こども110番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられていること。

イ 必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。

子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置

見通しが悪く延長距離の長い地下道，高架下，歩道橋等で，特に子どもの安全確保上注意を払うべき箇所には，防犯ベル等の通報装置が設けられていること。

その他の安全対策

通学路等の実情に応じ，危険箇所の注意表示，施設の安全点検，駐車禁止，車の進入規制等の措置を講ずること。

附 則

この指針は，平成19年4月1日から施行する。

（注1）「学校等」とは，次の施設をいう。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの

学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で，主として外国人の児童，生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの



児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

(注2)「こども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

(注3)「地域安全マップ」とは、どのような場所で犯罪が起こりやすいかを理解し、危険を回避する能力を向上させるため、子どもが実際に地域を歩いて、犯罪が起こりやすい場所である「入りやすい場所」や「見えにくい場所」などを確かめ、発見したことや感じたことをまとめ書き込んだマップをいう。

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

# 道路等の犯罪の防止に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第23条第1項の規定に基づき、道路等（道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場をいう。以下同じ。）の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備をする際に配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。

この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、市民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 防犯の基本原則

道路等において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

周囲からの見通しの確保 監視性の確保

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

周辺居住者の共同意識の向上 領域性の強化

周辺居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活性化し、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

犯罪企図者の接近の防止 接近の抑制

フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入場所をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

## 第2 配慮すべき事項

### 1 道路

#### 歩道と車道の分離

道路の構造，沿道状況，交通安全の観点等を勘案し，必要に応じ防護柵（ガードレール，ガードパイプ等），植栽帯等により歩道と車道が分離されたものであること。

#### 見通しに配慮した安全施設，植栽等の整備

道路内の安全施設，植栽等については，車道，歩道，沿道施設（建物，駐車場，公園，その他の空き地等をいう。）からの見通しが配慮され，視線を遮らない配置や管理がされていること。

#### 路上における照明の確保

防犯灯及び道路照明灯（注1）が適切に設置されることにより，夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されること。

#### 光環境の確保，照度の適時点検

防犯灯及び道路照明灯の設置にあたっては，農地や周辺住宅への光の影響にも配慮し，適切に配置されるとともに，適時，照度の点検が行われること。

#### 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては，必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

### 2 公園

#### 見通しの確保

##### ア 見通しに配慮した植栽の配置，点検及び維持管理

植栽は，周辺道路から公園内への見通しが確保された配置とし，適時点検が行われ，枝葉のせん定を行う等の措置がとられていること。

##### イ 見通しに配慮した柵及び出入口の配置

柵は，周辺道路から公園内への見通しが確保された構造及び配置とし，公園内から2方向への避難が可能な出入口が設置されていることが望ましい。

##### ウ 見通しに配慮した遊具の配置

遊具は，極力死角を作らないものを選定し，周辺から見通すことができるように配置されていること。

#### 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

#### 明るさの確保

ア 道路，隣接する施設等公園周辺の状況を考慮し，必要に応じて，園路や広場等に公園灯等を設置し，夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

##### イ 照明を妨げない植栽の維持管理

植栽が公園灯等の光を遮らないように適時点検が行われ，枝葉のせん定等が行

われていること。

便所を設置する場合の配慮事項

ア 園路及び道路から近い場所等，周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

イ 建物の入口付近及び内部において，人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。

ウ 個室等で非常事態が発生した場合に備え，非常ベル等（注4）が設置されていること。

避難・通報場所の確保

公園周辺には，「こども110番の家」（注5）など，非常時の避難・通報場所を確保するよう努めること。

### 3 自動車駐車場

見通しの確保及び区分等

ア 自動車駐車場の外周は，さく等により周囲と区分し，その設置にあたっては，メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど，周囲から見通しが確保される構造とすること。

イ 屋内に設置する場合には，構造上支障のない範囲において外部から内部を見通すことができる開口部を確保すること。

ウ 見通しが悪い場内において，死角が多い箇所にミラーを設置すること。

エ 自動車駐車場に屋根をかける場合には，上方への足場とならないような構造，形態及び配置とすること。

出入口の管理等

ア 自動車駐車場の規模に応じて，出入口には，自動ゲート管理システムが設置され，又は管理人が配置されるなどにより，車両の出入りを把握するとともに，防犯カメラ等の防犯設備を設置し，又は管理人を常駐し，及び巡回させ，場内の状況を把握すること。

イ 夜間等営業時間外には，出入口にチェーン等を設置することにより，不審者等の無断駐車を防止すること。

ウ 夜間において不審者を威嚇し，及び出入口付近を視認するために，常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明の施設を設置すること。

エ 設置者及び管理者は，利用者に対し，看板，貼り紙等により防犯のための広報を実施すること。

明るさの確保等

ア 地下又は屋内の自動車駐車場においては，駐車のために供する部分の床面において3ルクス以上，車路の路面において10ルクス以上，屋外の駐車場においては，夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保すること。ただし，これらの照度の確保に代えて，門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は，この限りでない。

イ 施設内及び屋外照明の設置にあたっては、周辺地域への光の影響にも配慮し、適切に配置すること。

#### 4 自転車駐車場

見通しの確保及び区分

ア 自転車駐車場の外周は、さく等により周囲と区分し、その設置にあたっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲から見通しが確保される構造とすること。

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において外部から内部を見通すことがきる開口部を確保すること。

ウ 見通しが悪い場内において、死角が多い箇所にミラーを設置すること。

エ 自転車駐車場に屋根をかける場合には、上方への足場とならないような構造、形態及び配置とすること。

出入口の管理等

ア 自転車駐車場の規模に応じて、管理人を常駐し、及び巡回させ、又は管理人が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置するなどして、場内の状況を把握すること。

イ 盗難防止のため、チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置すること。

ウ 夜間において不審者を威嚇し、及び出入口付近を視認するために、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明の施設を設置すること。

エ 設置者及び管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報を実施すること。

明るさの確保等

ア 地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保すること。ただし、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 施設内又は屋外で照明を設置する場合は、周辺地域への光の影響にも配慮し、適切に配置すること。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

（注1）「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

（注2）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均

照度をいう。以下同じ。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4)非常ベル等は、防犯以外の目的も含むことから「防犯ベル等」と区別する。例えば、公園の便所内で急に体調が悪くなった場合等における使用も想定している。

(注5)「こども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

# 住宅の犯罪の防止に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第24条第1項の規定に基づき、住宅（一戸建住宅、長屋建住宅（注1）及び共同住宅（注2）をいう。以下同じ。）における犯罪を防止するために必要な整備及び管理に関する方策を示し、防犯性の高い住宅を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

### 2 基本的な考え方

この指針は、建築主等（住宅を建築する建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）に対し、防犯性を向上させるにあたり配慮すべき事項、防犯性向上のための具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

この指針の運用に当たっては、建築関係法令及び建築計画上の制約等に配慮し、住宅の建築主等による対応が困難と判断される項目については適用しない。

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 防犯の基本原則

住宅及びその敷地内において、犯罪を行おうとする者（以下「犯罪企図者」という。）の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、住宅の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

周囲からの見通しの確保 監視性の確保

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。

居住者の共同意識の向上 領域性の強化

居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理及び防犯活動を活発に行うことにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

犯罪企図者の接近の防止 接近の抑制

塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者の侵入を抑制し、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

部材、設備等の強化 被害対象の強化による被害の回避

犯罪企図者による破壊、侵入が困難な防犯性能の高い建物部品等を使用することにより犯行を断念させ、被害を回避する。

## 第2 一戸建住宅及び長屋建住宅

### 1 敷地内の配置及び動線

#### 配置

ア プライバシーの保護に配慮しつつ、できるだけ周囲から見通しが確保できるようにすること。

イ 塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者が、物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

#### 動線

動線計画にあたっては、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は発見しやすくするよう、建物、塀・柵等の配置を考慮すること。

### 2 開口部

#### 玄関

##### ア 位置

周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

##### イ 玄関扉

防犯建物部品等（注3）の扉（枠を含む。）であること。

##### ウ 玄関扉の錠

（ア） 防犯建物部品等の錠であること。

（イ） 主錠の他に補助錠を設置すること。

##### エ 玄関扉のドアスコープ、ドアガード等

（ア） 玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置すること。

（イ） 玄関扉は、錠の機能を補完するドアガード（注4）等を設置すること。

（ウ） 住戸内と住戸玄関の外側との間の通話機能を有するインターホン又はドアホンを設置すること。なお、監視機能を有するカメラ付インターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

#### 窓

住宅の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）については、法令等に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具が設置されていること。

#### 勝手口

勝手口を設置する場合は、周囲からの見通しが確保されることが望ましい。

また、勝手口の錠は、防犯建物部品等の錠であること。

#### バルコニー

##### ア 配置

住宅のバルコニーは、縦とい、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入することができない位置に配置すること。やむを得ず縦とい等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措



置を講ずること。

#### イ 手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止、構造等において支障のない範囲で、見通しが確保された構造のものとする。

### 3 屋外

#### 駐車場，自転車置場及びオートバイ置場

駐車場，自転車置場及びオートバイ置場は，周囲，玄関，居室の窓等から見通しが確保された位置に配置するとともに，照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講じ，屋根を設ける場合には，侵入の足掛かりとならない構造，形態及び位置とすること。

#### 物置，塀，生垣等

物置，塀，生垣等は，周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに，侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

#### 空調室外機，配管，縦とい等

空調室外機，配管，縦とい等は，侵入の足掛かりにならないよう配慮すること。

#### 照明設備

夜間における不審者への威嚇及び居住者の周囲の様子の視認ができるように，玄関付近等へ常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置すること。

## 第3 共同住宅

### 1 敷地内の配置及び動線

#### 配置

ア プライバシーの保護に配慮しつつ，できるだけ周囲から見通しが確保できるようにすること。

イ 塀，門扉等を設置することにより，犯罪企図者が物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

#### 動線

動線計画にあたっては，敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し，又は犯罪企図者を発見しやすくするよう，建物，塀，柵等の計画に配慮すること。

### 2 共用部分

#### 共用出入口

#### ア 配置

共用出入口は，周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。見通しが確保されない場合には，防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講ずること。

と。

#### イ 共用玄関

共用玄関は、各住宅と通話可能なインターホン及びオートロックシステム（インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下「オートロックシステム」という。）を導入することが望ましい。

オートロックシステムが導入されている場合は、共用玄関以外の共用出入口は、自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。

#### ウ 照明設備

共用玄関は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注6）を確保すること。設置に当たっては、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意すること。

#### 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

#### 共用メールコーナー

#### ア 配置

共用メールコーナーは、共用出入口、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

#### イ 照明

共用メールコーナーの照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

#### ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。）とする。

#### エレベーターホール

#### ア 配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施すること。

#### イ 照明

エレベーターホールの照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

#### エレベーター

#### ア 防犯カメラ

かご内に防犯カメラが設置されていること。

#### イ 連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内か

ら外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。

#### ウ 扉

エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は，エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。

#### エ 照明

エレベーターのかご内の照明は，人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

#### 共用廊下及び共用階段

##### ア 構造等

（ア） 共用廊下及び共用階段は，エレベーターホール等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。また，各住戸のバルコニー等に近接する部分については，当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすること。

（イ） 共用階段のうち，屋外に設置されるものについては，住棟外部からの見通しが確保され，また，屋内に配置されるものについては，各階において階段室が共用廊下に常時開放されていること。

##### イ 照明

共用廊下及び共用階段の照明は，周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ，人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注6）を確保すること。

自転車置場及びオートバイ置場（以下「自転車置場等」という。）

##### ア 配置

（ア） 自転車置場等は，周囲，共用出入口，居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。屋根を設ける場合には，侵入の足掛かりとならない構造，形態及び位置とすること。

（イ） 屋内に配置する場合には，構造上支障のない範囲において，外部から自転車置場等を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

（ウ） 道路等から見通しが確保できない場合には，防犯カメラの設置等，見通しを補完する対策を実施すること。

##### イ 盗難防止措置

自転車置場等はチェーン用バーラック，サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

#### ウ 照明

周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ，人の行動を視認できる程度以上の照度（注7）を確保すること。

#### 駐車場

##### ア 配置

（ア） 駐車場は，周囲，共用玄関，居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。屋根を設ける場合には，侵入の足掛かりとならない構造，形態及び位置とすること。

(イ) 屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

(ウ) 周囲から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施すること。

#### イ 照明

周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注7）を確保すること。

#### 敷地内通路

#### ア 配置

敷地内通路は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること。

#### イ 照明

敷地内通路は、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注7）を確保すること。

児童遊園、広場、緑地等（以下「広場等」という。）

#### ア 配置

広場等は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。

#### イ 照明

広場等には、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照明（注6）を確保すること。

#### 塀、柵、生垣等

塀、柵、生垣等は、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

#### 防犯カメラ

防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制のあり方を併せて検討するとともに、記録装置を設置することが望ましい。また、見通しの補完及び照度の確保をした上、有効な位置及び台数を検討し、適切に配置すること。

#### その他

#### ア 屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を常時居住者等に開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。また、屋上がバルコニー等に近接する場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずること。

#### イ ゴミ置場

ゴミ置場は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。また、住棟と隔離されている場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置し、周囲への光

の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注7）を確保すること。

ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。

### 3 専用部分

住宅の玄関

ア 玄関扉

防犯建物部品等（注3）の扉（枠を含む。）であること。

イ 玄関扉の錠

- （ア） 防犯建物部品等の錠であること。
- （イ） 主錠の他に補助錠を設置すること。

ウ 玄関扉のドアスコープ、ドアガード等

- （ア） 玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとすること。
- （イ） 玄関扉は、錠の機能を補完するドアガード（注4）等を設置すること。

インターホン及びオートロックシステム

ア 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するインターホン又はドアホンを設置すること。なお、監視機能を有するカメラ付インターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

イ 管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との通話機能等を有するものとすることが望ましい。

ウ オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間の通話機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとすることが望ましい。

窓

住宅の窓については、法令等に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具が設置されていること。

バルコニー

ア 配置

住宅のバルコニーは、縦とい、樹木、駐車場、物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦とい等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ 手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止、構造等において支障のない範囲で見通しが確保された構造のものとすること。

## 第4 住宅の管理上配慮すべき事項

### 1 設置物，設備等の維持管理等

#### 防犯設備の保守点検

オートロックシステム，インターホン，防犯灯等の防犯設備が適正に作動しているかなどの定期点検を実施すること。

#### 死角となる物の除去

共同住宅において共用廊下，共用玄関等に物置，ロッカー等が置かれていることにより，死角となる箇所が発生している場合には，これらを撤去し見通しを確保すること。

#### 植栽のせん定等

植栽する場合は，玄関，窓及び勝手口が死角にならないように適切に配置し，下枝のせん定などを行い，道路等周囲からの見通しを妨げないように配慮すること。

#### 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置する機器等は，侵入の足掛かりとならないように適切な場所に配置すること。また，火災又は放火の原因となる段ボール紙等の燃えやすいものは，敷地内又は共用部分に放置しないこと。

#### 防犯器具等の普及

ピッキング及び破壊が困難な錠前，侵入警報・警戒装置，防犯ブザー等の防犯器具等の整備を進めること。

### 2 管理組合等による自主的な防犯体制の確立

#### 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

#### 管轄警察署等との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため，必要に応じて管轄警察署等との連携に努めること。

### 3 防犯カメラの運用について

共同住宅の防犯カメラを設置し，及び運用する者は，個人情報を保護するため，防犯カメラの管理責任者を選任した上，防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい及び画像の第三者への提供の禁止（法令に定めがある場合を除く。），画像の盗難及び紛失の防止等安全管理の措置について運用基準を定めるように努めること。

明確かつ適切な方法で，防犯カメラを設置している旨を表示すること。

#### 附 則

この指針は，平成19年4月1日から施行する。

（注1）「長屋建住宅」とは，2戸以上の住宅が一連をなし，壁を共有するが，各住戸が階段，廊下等を共有しないものをいう。

（注2）「共同住宅」とは，2戸以上の住宅が連続して一連をなし，壁又は床を共有し，各

住戸が階段，廊下等を共有するものをいう。

- (注3)「防犯建物部品等」とは，防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表している防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品など，工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して，騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上，騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては，騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて，侵入を防止する性能を有することが，公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
- (注4)「ドアガード」とは，室内から扉をわずかに開けて来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいい，ドアチェーンに比べ工具での切断に強い。
- (注5)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは，10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき，誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい，平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注6)「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは，10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき，誰であるか分かる程度以上の照度をいい，平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。
- (注7)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは，4メートル先の人の挙動，姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい，平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。